

事 務 連 絡

平成23年10月3日

各地方本部 御中

社団法人 全日本不動産協会

総本部事務局

賃貸住宅管理業者登録制度の創設について（連絡）

平成23年9月30日付けで賃貸住宅管理業者登録規程及び賃貸住宅管理業務処理準則が告示され、12月1日に施行されます。

詳細は、全日ホームページトップの重要なお知らせの「賃貸住宅管理業者登録制度の創設について」から国土交通省報道発表資料をご覧ください。

担 当 高橋 加藤

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

賃貸住宅管理業者登録制度の創設について

平成23年9月30日

賃貸住宅は、住宅ストックの4分の1以上（約1,340万戸）を占め、約8割の所有者が管理会社に管理を委託しています。多様な国民の居住ニーズに応えるものとして賃貸住宅管理の重要性は高い一方で、管理に関する法規制やルールはなく、敷金、保証金の返還や契約の更新などの管理業務に係るトラブルは増加しております。

このような状況に鑑み、今般、賃貸住宅管理業者登録制度を創設することとしましたのでお知らせいたします。

本制度については、賃貸住宅管理業者の登録に関し必要な事項を定める「賃貸住宅管理業者登録規程」、登録事業者が遵守すべき一定のルールを定める「賃貸住宅管理業務処理準則」を国土交通省告示において規定し、本日公布しましたので、併せてお知らせいたします。

◆本制度の目的

本制度は、賃貸住宅の管理業務の適正な運営を確保し、賃貸住宅管理業の健全な発達を図り、もって賃貸住宅の賃借人等の利益の保護に資することを目的としております。

◆制度の概要









- [1] 賃貸住宅管理業者は、国土交通省の備える登録簿に登録を受けることができる。
- [2] 登録業者は、業務処理準則（管理対象や契約内容の重要事項を貸主へ説明すること等の一定のルール）を遵守する。
- [3] 登録事業者が業務処理準則に違反した場合などは、勧告や登録抹消等の対象となる。
- [4] 国土交通省は、登録業者名等を記載した登録簿を一般の閲覧に供する。

◆スケジュール

告示公布 平成23年 9月30日

告示施行 平成23年12月 1日

添付資料

- 登録規程(PDF ファイル117KB) 
- 別記様式第1号(PDF ファイル167KB) 
- 別記様式第2号(PDF ファイル64KB) 
- 別記様式第3号(PDF ファイル81KB) 
- 別記様式第4号(PDF ファイル185KB) 
- 別記様式第5号(PDF ファイル79KB) 
- 別記様式第6号(PDF ファイル72KB) 
- 業務処理準則(PDF ファイル101KB) 

お問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局不動産課

TEL: (03)5253-8111(内線25126、25133)